平成27年9月定例会 総務委員会委員長報告

6番 小泉 栄正でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案並び に請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について 申し上げます。

初めに、議案第 100号 平成27年度長野市一般会計補正予算のうち、歳出、第 2 款総務費、第 1 項総務管理費の企画政策部関係について、申し上げます。

公共交通機関の整備のうち、既設線整備推進についてであります。

市では、北しなの線の三才駅と北長野駅の駅業務をしなの鉄道株式会社から受託 しており、本年4月以降は、両駅ともに1名体制に移行する予定でありましたが、 北長野駅においては、乗降客数の多さに伴う業務量が格段に多く、今年度は2名体 制とすることで、同社と合意を得ているということであります。

平成28年4月以降の人員体制については、現在、同社と協議を進めているとのことでありますが、駅業務に支障が出ることのないよう、十分協議し、必要な人員を確保するよう要望いたしました。

次に、議案第 100号 平成27年度長野市一般会計補正予算のうち、歳出、第 2 款 総務費、第 1 項総務管理費の市民生活部関係について、申し上げます。

市民生活部では、7月から市民窓口課にマイナンバー専任職員を配置し、市民からの問合せに対応するとともに、住民自治協議会を初めとした各種団体への出前講座の実施や広報ながのへの掲載など、制度の周知、啓発に努めているところであります。

マイナンバー制度は、全市民に関係してくることから、制度の目的や個人番号 カードの必要性などについて、更に丁寧な説明に努めていくよう要望いたしました。

次に、総務部の所管事項について申し上げます。

新第一庁舎及び長野市芸術館の免震ゴム交換工事について、8月18日から着手するとのことであります。これは、市が全国に先駆けて早めに対応した結果であると認識しておりますが、免震ゴム交換工事には、高度な技術が求められることから、施工可能業者をきちんと確保した上で、スケジュールを確定し、できるだけ早期に進めていくよう要望いたしました。

次に、市民生活部の所管事項について申し上げます。

中山間地域では、地域の活性化や振興のために地域住民から知恵や力を引き出すことができるような人材が不足しているところがあり、一方、市街地においても高齢化が急速に進む地域もあることから、ますます支所の役割が増してくることが予想されます。

また、住民活動支援の中心的役割を担う支所長には、地域の課題を積極的に把握するとともに、地域の特性に応じた支援を展開していくことが求められており、地域の個性を生かしたまちづくりを着実に推進するためにも、住民自治協議会を初め地区区長や住民の皆様との信頼関係を、いかに構築していくかが重要となっております。

ついては、市内それぞれの地域の実情や特性を勘案した上で、十分な職員体制を 確保するとともに、支所長の任期についてできるだけ考慮していただき、支所機能 の充実、強化を図るよう要望いたしました。

続いて、請願の審査について申し上げます。

請願第25号 安全保障関連法案の廃案・撤回を求める意見書提出の請願、請願第26号 「安保関連法案」の廃案を求める意見書提出の請願、請願第27号 安全保障関連法案の廃案を求める請願、及び請願第28号 安全保障関連法案の廃案を求める請願、以上4件の請願の審査に当たっては、一括審査とし、それぞれ参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「今回の安保関連法案の内容は、明らかに自衛隊 が戦争と一体の中で任務を遂行するものであり、戦争に巻き込まれることにつなが

ることから、安全保障というより戦争になっていく、という意味で戦争法案と言え る。集団的自衛権の行使を容認する閣議決定から1年になるが、この間、これら法 案が安全保障というより戦争法案であるということを国民は理解してきている。こ の国民の大きな流れを理性的に見る必要があるし、改めて国会論戦をもっとよく見 聞きして判断していかないといけない。」、「この国を守ることとか、国民生活に 関わる問題については、今この委員会の場で、参考人の方々が我々に訴えているこ とと同じようなことを、地方自治法に基づき、党派を超えて、我々が国へ意見を出 すべきである。」、「集団的自衛権の行使は認められないという、これまでに確立 されている憲法解釈を、政府が自ら覆す内容の法案が国会に提出されたことは、法 体系の破壊である。これら11本の法案の中身は、憲法第9条の歯止めを取り払い、 戦争ができる国づくりを進めるものである。」、「合憲性の議論も必要であるが、 これから求められる日本の安全保障というものについて、多角的に分析し、国民的 議論がきちんとなされなくてはいけない。日本の防衛に限られているのは個別的自 衛権であり、日本国民を守るためだけなら、集団的自衛権を一部でも認める安保法 制は必要ない。まず、私たちに求められるのは、これら法案を廃案にするよう国に 意見書を出すことである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「戦争はやらないという大前提に立っているが、戦後70年間、日本に戦争がなかったのは、自衛隊があって自国を防衛する力があったからである。もし、自衛隊がなければ、多分、外国からどんどん攻めてこられたと思う。」、「日本国憲法ができてから70年もたっているので、尖閣諸島や南シナ海の問題であるとか、日本近海を含めたアジアの情勢、あるいは世界の情勢も変化してきている。この情勢の中で、日本がこのままの状態でいいのかという疑問がある。安全保障関連法案が憲法に違反しているという指摘もあるが、本来は原点の部分から見直していくべきではないかと思っている。」、「私がお会いしてお話をする方の中では、法案に反対というより、分かりにくいという方が多いということを確認している。今回の安保法制に関しては、これを通すことによって戦争が起こるとか、子や孫たちが戦場に行くということは、今の段階では、現実的に考えられない。」、「戦争反対、平和主義の立場で、外交努力をしっかりやって平和を構築していくというのが大前提であるが、日本周辺の安全保障環境が悪化していることに関して、万が一、何かあったときにどうするのかを決めるのが安保法制であ

る。これは、抑止力を高めて、万が一に備えておくものであって、戦争法案ではないと考えている。万が一のときにどう対応するのか、具体的な対案がほとんど示されていないということが、国民に分かりづらい原因の一つになっているのではないか。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、それぞれ採決を行った結果、いずれの請願も賛成少数で不 採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。